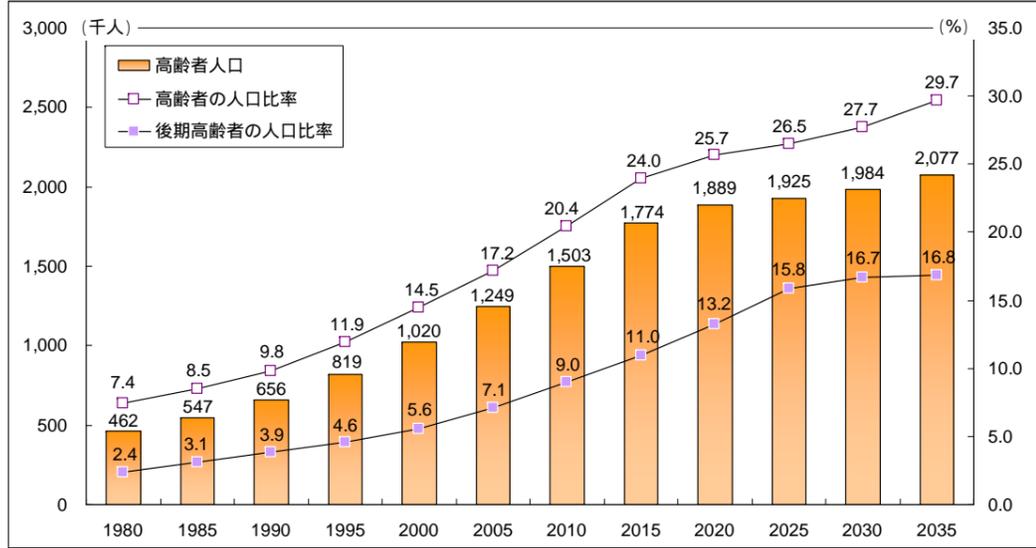


高齢者の住まいに関する現状等について(統計)

高齢者人口・世帯の状況

高齢者人口 2005年：1,249千人 2020年：1,889千人 (約1.5倍)
 高齢者人口比率 2005年：17.2% 2020年：25.7% (約1.5倍)
 後期高齢者人口比率 2005年：7.1% 2020年：13.2% (約1.9倍)
 今後、高齢化が急速に進み、高齢者問題の更なる顕在化が予想される

愛知県の高齢者人口の推移と今後の見通し

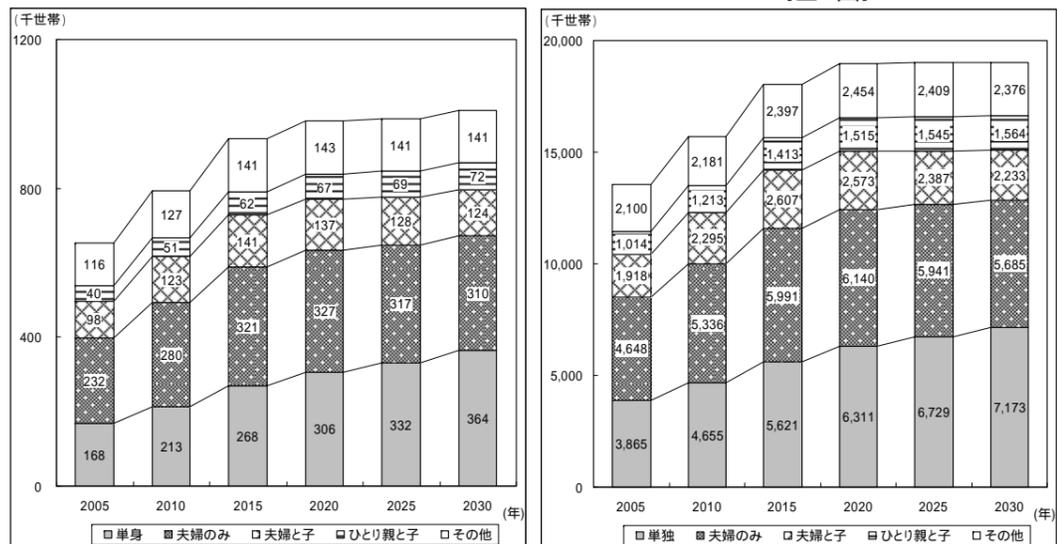


注：高齢者人口：65歳以上 資料：「国勢調査」
 後期高齢者人口：75歳以上 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」(平成17年8月推計)をもとに作成

【愛知県の高齢者世帯の推移】

高齢者単独 2005年：168千世帯 2020年：306千世帯 (約1.8倍)
 高齢者夫婦のみ 2005年：232千世帯 2020年：321千世帯 (約1.4倍)
 愛知県は、高齢者単独、高齢者夫婦のみとも全国よりも増加率が高く、急増する高齢者世帯に関する問題・課題が全国より早く顕在化することも考えられる

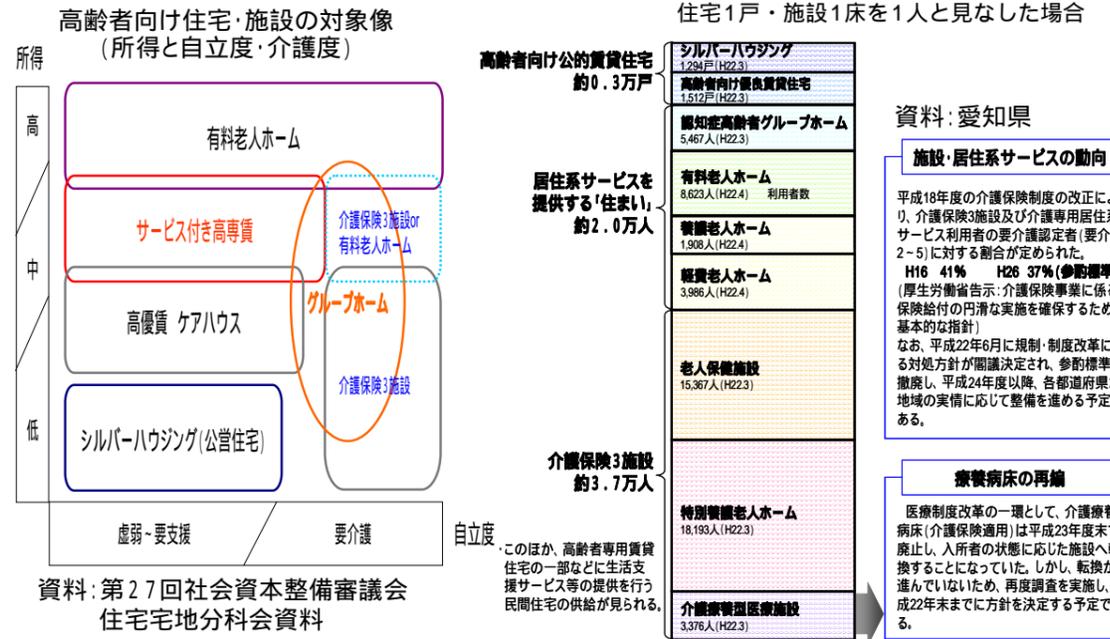
高齢世帯数(世帯主が65歳以上の世帯)の今後の見通し【愛知県】



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」(2009年12月推計)、「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(2008年3月推計)をもとに作成

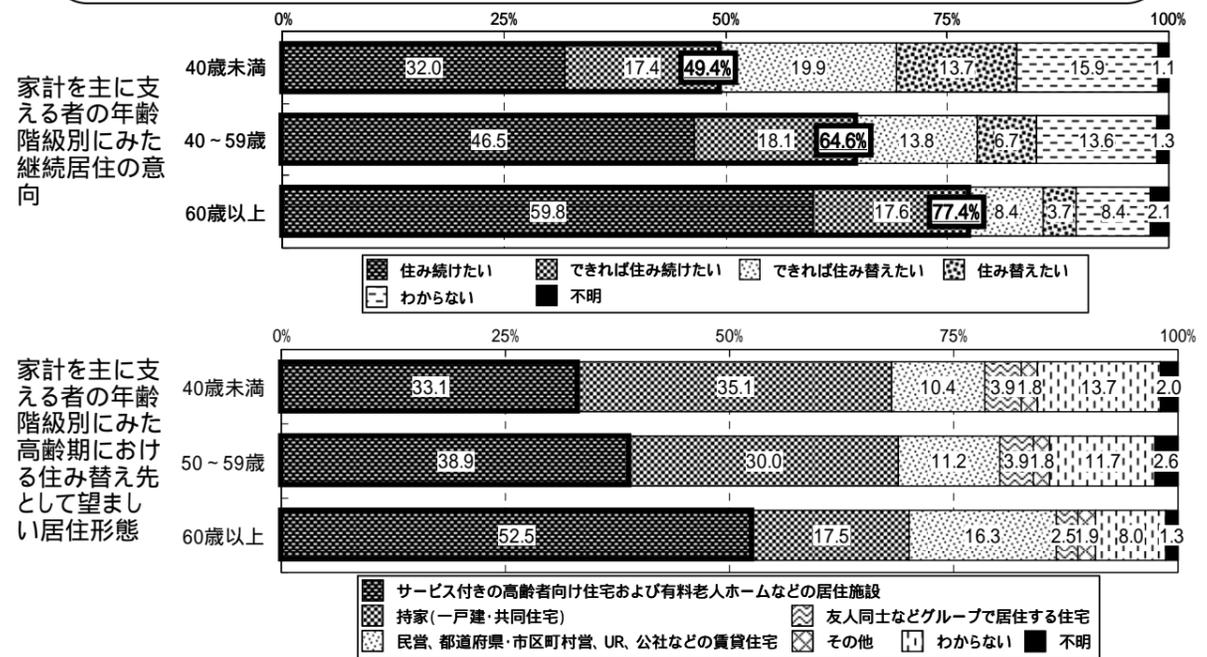
介護・生活支援サービスの付いた高齢者の住まい【愛知県】

高齢者施策の対象となる介護・生活支援サービス付高齢者住宅は約6.0万人分()が供給
 一方、2009(平成21)年度愛知県の要介護・要支援者は21.2万人と推計
 約15.2万人が施設でなく自宅で介護サービスを受けていると推察される。
 特に高齢者向け公的賃貸住宅は不足しており、要介護度の低い高齢者も特別養護老人ホーム等へ申し込むケースが多いと推察される。



居住継続の意向と高齢期における住み替え先

現在の住まいに対する継続居住の意向の割合は、高齢になるほど大きく、60歳以上で約8割を占めている。
 一方、高齢期における望ましい住み替え先について、高齢になるほどサービス付の高齢者向け住宅や有料老人ホームなどの居住施設への住み替え意向が大きく、60歳以上で5割超となっている



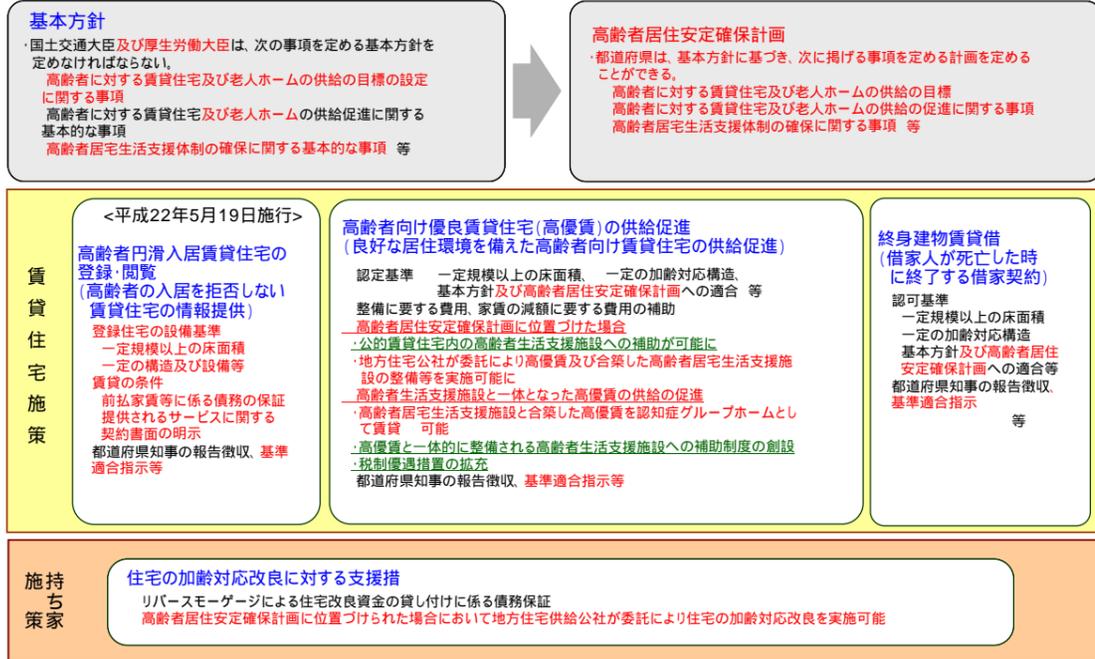
資料：平成20年住生活総合調査

高齢者居住に関する現状等について(国・県の動き)

国の動き

高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)について

平成21年5月20日公布、同8月19日一部施行



高齢者居住生活支援事業と施設・体制について

高齢者居住生活支援体制の確保

高齢者居住生活支援体制とは、高齢者がその居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制

高齢者居住生活支援事業

老人福祉法に規定する老人居宅生活支援事業

- 老人居宅介護等事業・老人デイサービス事業・老人短期入所事業
- 小規模多機能型居宅介護事業・認知症対応型老人共同生活援助事業

介護保険サービス

- 訪問入浴介護・訪問介護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導
- 通所リハビリテーション・短期入所療養介護・特定施設入居者生活介護 等

その他の保健医療を提供する事業

- 病院、診療所、訪問看護事業所において高齢者に対する保健医療サービスを提供する事業

その他の高齢者に対する生活支援サービス

- 調理、洗濯及び掃除等の家事に関する事業・食事の提供に関する事業、心身の状況及び日常生活の状況の確認に関する事業 等

高齢者居住生活支援事業のついた住まいを増やす

- 施設例
施設・居住系サービス提供施設等
有料老人ホーム
高齢者向け優良賃貸住宅
- 養護・軽費老人ホーム
サービス付き高齢者専用賃貸住宅
シルバーハウジング

高齢者居住生活支援事業の用に
供する施設の整備

高齢者居住生活支援施設と一体となった高齢者の住まいを増やす

施設例
公共賃貸住宅への高齢者居住生活支援施設の併設

サービス付き高齢者住宅(仮称)について

現行

高齢者住まい法
高齢者円滑入居賃貸住宅(高円賃) / 高齢者専用賃貸住宅(高専賃) / 高齢者向け優良賃貸住宅(高優賃)

老人福祉法
有料老人ホーム

新制度案(高齢者住まい法の改正等)

医療・介護・住宅が連携し安心できる住まいの供給を促進するため、国土交通省・厚生労働省共管の制度として、新たに都道府県知事への登録制度として「サービス付き高齢者住宅制度(仮称)」を創設
(次期通常国会で法案提出を予定 / 高齢者住まい法の改正を予定)

* 高円賃(登録制度)・高優賃(供給計画認定制度)は廃止し、経過措置を設ける。

【登録基準】(例)

- (住宅(ハード)に関する基準)**
規模に関する基準(原則25㎡以上、ただし、居間、食堂、台所その他の部分が、高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合は18㎡以上)
設備に関する基準(便所、洗面設備の必置)
バリアフリー化
- (サービスに関する基準)**
高齢者支援サービスを提供すること。(うち、安否確認、生活相談は必須)
[高齢者支援サービスの例: 食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助 等]

【登録事業者の義務】

- 入居契約に係る措置(提供するサービス等の登録事項の情報開示、入居者に対する契約前の重要事項説明)
- 賃貸借方式(利用権方式の場合、居住の安定が図られた契約内容であること(事業者側の正当事由なき契約解除の禁止等))
- 前払家賃等を受領する場合の返還ルール及び保全措置

【行政による指導監督】

- 住宅管理や生活支援サービスに関する行政の指導監督(報告徴収・立入検査・改善命令等)
- 地方公共団体における福祉部局・住宅部局の連携

予 算	融 資	税 制
新たに創設される「サービス付き高齢者住宅(仮称)」の供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO等に直接補助を行う。 <対象> 登録されたサービス付き高齢者住宅(仮称)等 <補助額> 建築費の1/10 改修費の1/3 (国費上限 100万円/戸)	サービス付き高齢者向け賃貸住宅(仮称)に対し住宅金融支援機構の融資要件を緩和。 家賃の前払い金等への民間金融機関の死亡時一括償還型融資(リバースモーゲージ)に対し、住宅金融支援機構の融資保険対象とする。	所得税・法人税に係る創増償却、固定資産税の減額、不動産取得税の軽減措置によるサービス付き高齢者住宅(仮称)の供給促進

サービス付き高齢者住宅(仮称)と介護保険の連携イメージ

日常生活や介護に不安を抱く「高齢単身・夫婦のみ世帯」が、住み慣れた地域で安心して暮らすことを可能とするよう、新たに創設される「サービス付き高齢者住宅(仮称)」(高齢者住まい法:国土交通省・厚生労働省共管)に、24時間対応の「定期巡回随時対応サービス」(介護保険法:厚生労働省)などの介護サービスを組み合わせた仕組みの普及を図る。



県の動き

愛知県政策指針実行計画[2010-2012年度]での高齢者住まいの確保に向けた取組

政策指針実行計画[2010-2012年度]

「政策指針2010-2015」に位置づけた50の主要政策について、前半期にあたる2010年度から2012年度までの3年間の具体的な取組工程を明らかにする実行計画の年次レポート。

基本課題 いのちを守る「安心・安全」の社会をつくる

高齢者の地域ケア対策の充実

高齢者の急増や世帯構成の変化を踏まえ、住まいの確保やひとり暮らし高齢者を見守る体制を整備拡大していくとともに、介護予防や認知症予防、高齢者虐待防止などについての市町村支援、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進していく。

取組・施策	2010	2011	2012	所管部局
高齢者の「住まい」の確保と地域包括ケアの提供体制整備に向けた検討	第5期愛知県高齢者保健福祉計画(2012~2014)の策定	計画策定	計画に基づく推進	健康福祉部
	策定方針の検討	計画策定・推進	具体的施策の実施	建設部

平成23年度策定予定

高齢者居住に関する取組事例について(近年の動き、先進事例等)

高齢者居住安定確保計画への取り組み

東京都『高齢者の居住安定確保プラン』

東京都の高齢者居住安定確保計画として、平成22年10月に策定。住宅政策と福祉政策の連携により、高齢者が多様なニーズに応じて「すまい」を選択でき、安心して暮らすことができる環境整備を目指している。

高齢者向けケア付き賃貸住宅の供給促進(東京モデル1)

高齢者向け優良賃貸住宅(高優良)の面積基準緩和
 既存建物を改修して高優良を整備する場合、各住戸の面積基準を緩和
 25㎡以上 20㎡以上
 18㎡以上 13㎡以上(居間・食堂・台所その他の住宅の部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合)
 高齢者向け賃貸住宅と介護関連施設・診療所等の併設の促進
 都・国の補助事業等を活用し、高齢者向け賃貸住宅に介護関連施設や診療所等を併設 など

都市型軽費老人ホーム(東京モデル2)の供給促進

居室面積要件の緩和等により、地域のケアハウス以下の利用料で、かつ低所得者(定年金等)でも入居可能な水準の軽費老人ホームの供給を促進する。

シルバー交番事業(東京モデル3)

「ケア付きすまい」と同様の安心を地域全体に提供する仕組みとして『シルバー交番』の設置を区市町村と連携して進める。



<シルバー交番のイメージ>
 基本機能:24時間365日ワンストップサービス窓口対応、高齢者への訪問活動、高齢者情報の一元的収集・把握・管理・共有化、インフォーマルサービス(介護保険外)を含めて提供体制のコーディネート、緊急時対応、安否確認
 付加機能:緊急通報システム・生活リズムセンサーの整備
 設置場所:居宅介護支援(ケアマネジャー)事業所、介護サービス事業所、地域包括支援センター等

公共施設(公的住宅・学校等)ストックの活用

UR住棟ルネッサンス事業 ~ 既存住棟の再生・活用

団地再生事業により従前の居住者が移転した後の住棟について、住棟単位で民間事業者を公募し、民間事業者へ譲渡・賃貸する。
 民間事業者は、自らの創意工夫により、多様な住宅や高齢者施設等として、再生・活用を図る。
 多摩平(東京都日野市)・ひばりヶ丘(東京都東久留米市・西東京市)・東綾瀬(足立区)で事業提案募集を実施

<UR住棟ルネッサンス事業のイメージ>



出典:国土交通省 社会資本整備審議会住宅地分科会(第27回)資料

パースは、イメージの一つであり、現行の関連法令で可能な範囲での改修に限る。

熊本県 県営健康団地 ~ 県営住宅の地域福祉拠点化(県営住宅への福祉施設併設)



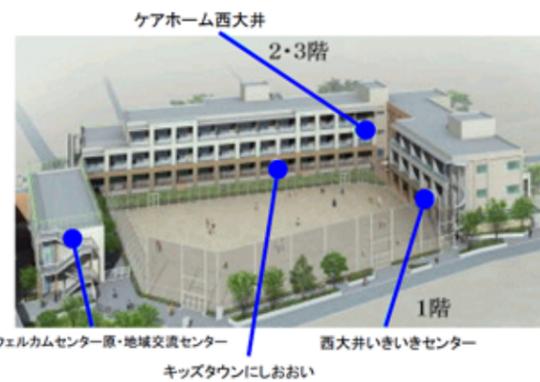
熊本県住宅課HP資料より

建替えとあわせた県営住宅の福祉拠点化

建替えとあわせて県営住宅の1階に小規模多機能の福祉施設を併設、子育て支援のプレイルーム等や地域住民が立ち寄りやすいウッドデッキや交流スペースを設置。名称:「健軍くらしささえ愛工房」。
 公募で選ばれたNPO法人を中心に、地域住民と連携し、運営している。

東京都品川区 ヘルスケアタウンにしおおい ~ 廃校を活用した高齢者向け優良賃貸住宅の整備

廃校となった区立原小学校跡を活用して特定施設入居者生活介護を実施する高齢者向け優良賃貸住宅を供給



高齢者向け優良賃貸住宅42戸

(提供されるサービス)
 基本サービス(安否確認、緊急通報、フロント、生活相談等のサービス。全入居者に提供。)
 食事サービス(入居者の希望に応じて提供)
 介護サービス(特定施設入居者生活介護の事業所の指定を受け、要介護者に対し、介護サービスを提供)

入居者の負担する費用
 (約20㎡、要介護3、収入分位10%(12万3千円)以下の場合)
 入居者負担月額145,500円 家賃補助約68千円

併設施設
 西大井いきいきセンター:老人福祉施設
 キッズタウンにしおおい:認可保育園(定員100人)

愛知県 あいち型シルバーハウジング(検討中) 公営住宅を中心とした地域の見守り

シルバーハウジングは、高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等と生活援助員(ライフサポートアドバイザー:LSA)による日常生活支援サービスの提供を併せて行う事業。

あいち型シルバーハウジングでは、これまでの県営住宅専属のLSAに替って、県営住宅を含む地域を対象とする地域の見守りサービスを実施することを検討する。

